

議案第 16 号

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

就学前教育支援センターの組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立就学前教育支援センター処務規則（令和元年杉並区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長」を「杉並区教育委員会事務局次長」に、「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

第6条第1項中「教育政策担当部長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(職責) 第5条 所長は、杉並区教育委員会事務局次長 (以下「事務局次長」という。) の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2～5 略 (報告) 第6条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、事務局次長 に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略	(職責) 第5条 所長は、杉並区教育委員会事務局教育政策担当部長 (以下「教育政策担当部長」という。) の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2～5 略 (報告) 第6条 所長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、教育政策担当部長 に報告しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 略